

ハ労働者側白倉外三名組合代表田所ト会見
社長ヨリ二日謝停課ニテ木村弘藏ト会見シ懇談シタル処
木村ノ意向ナリトシテ

ハ合併後ニ從業員ハ絶対ニ解雇スル意思ナシ

又他航路乗組員ノ件ハ通達会社ニテ他航路増設ノ見込ヲ

リ増員ヲ必要トスル状態ナルベク後ヲ乗組員ノ必要ナ
カルベシ

ハ待遇ノ件ニ付テハ此際言明スル事ヲ得ス

トノ旨ヲ發表シタルニ労働者側ハ「右ハ要求事項中待遇

保証ヲ除キ容認セラシタルモノト認ム、待遇問題ニ付テ

ハ一層ノ努力ヲ乞フレト述べ擯去セリ

○三日午後三時労働者側白倉外十名組合代表田所外一名ハ
本社ニ社長及評議委員ヲ訪ヒ会見、要求事項中ノ第五項
ニ関シ社長ノ責任ナル保証ヲ迫リシモ社長カ確答ヲ與ヘ

ハレ為メ、之レヲ迫リラセマズ 西重俊ヨリ

「西会社船員ノ待遇ヲ対照シテ木村ト慎重案ヲ作成シ明

四日雨会見シタルト希望シタル元背セサル為メ社長等

ハ午後五時三十分退席労働者側モ已ムナク退席セリ

本事議ハ西会社合併後ニ從業員タル虞アリト認めラル、以テ
推移慎重注意ナリ、

右及申(通)報後也

一 簿 記 帳

西重俊ヨリ
労働者側白倉外三名組合代表田所ト会見
社長ヨリ二日謝停課ニテ木村弘藏ト会見シ懇談シタル処
木村ノ意向ナリトシテ
合併後ニ從業員ハ絶対ニ解雇スル意思ナシ
又他航路乗組員ノ件ハ通達会社ニテ他航路増設ノ見込ヲ
リ増員ヲ必要トスル状態ナルベク後ヲ乗組員ノ必要ナ
カルベシ
ハ待遇ノ件ニ付テハ此際言明スル事ヲ得ス
トノ旨ヲ發表シタルニ労働者側ハ「右ハ要求事項中待遇
保証ヲ除キ容認セラシタルモノト認ム、待遇問題ニ付テ
ハ一層ノ努力ヲ乞フレト述べ擯去セリ
○三日午後三時労働者側白倉外十名組合代表田所外一名ハ
本社ニ社長及評議委員ヲ訪ヒ会見、要求事項中ノ第五項
ニ関シ社長ノ責任ナル保証ヲ迫リシモ社長カ確答ヲ與ヘ